

国民年金

国民年金保険料の納付が困難なときは

保険料を納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が、全額または一部免除もしくは納付猶予となる「免除制度」があります。ぜひお手続きください。

平成28年度の免除申請書の受け付けは、7月1日（金）から開始します（申請・審査対象期間は、平成28年7月から平成29年6月まで）。

また、平成28年度以前の国民年金保険料未納期間についても、申請日から2年1カ月前の月まではさかのぼって免除申請することができま

【制度改正のお知らせ】

免除制度の納付猶予について、平成28年7月から申請対象者が従来の30歳未満から50歳未満まで引き上げられました。

☎吉備庁舎住民課

税金

国民健康保険税の賦課（ふか）限度額

平成28年度から税制改正に伴い、国民健康保険税の医療分および後期高齢者支援金分の賦課限度額が変更になりました。

	平成27年度	平成28年度
医療分	52万円	54万円
支援金分	17万円	19万円
介護分	16万円	16万円
合計	85万円	89万円

医療分の賦課限度額が52万円から54万円、後期高齢者支援金分の賦課限度額が17万円から19万円にそれぞれ引き上げられます。

☎吉備庁舎税務課

国民健康保険税軽減措置

平成28年度から低所得者に対する軽減措置の拡大のため、2割・5割軽減の判定基準所得が変更になりました。国保の軽減を受けることができる世帯の所得基準額は、次の票の計算で確認できます。

国保の納税義務者、世帯に属する被保険者、および特定同一世帯所属者の総所得金額などの合計が、表の

軽減割合	軽減判定基準額
2割	◎総所得金額の合計が 33万円＋（国保被保険者数＋特定同一世帯所属者数） ×48万円 以下
5割	◎総所得金額の合計が 33万円＋（国保被保険者数＋特定同一世帯所属者数） ×26万5千円 以下
7割	◎総所得金額の合計が 33万円 以下

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も世帯主が変わらず同一の世帯に属する方をいいます。

計算方法により算出された基準額を下回れば、課税する均等割・平等割が該当する割合の軽減を受けることができます。

軽減については申請の必要はありませんが、原則的に世帯の対象者全員の方の所得申告などがされていないと軽減判定ができません。未申告者が一人でもいれば軽減を受けることができません。収入の有無にかかわらず所得申告が必要です。

☎吉備庁舎税務課